

大原野に野行幸する冷泉帝

——桓武から醍醐、さらに『源氏物語』へ——

浅尾 広良

序

『源氏物語』における冷泉帝がどのような帝であるのかを理解するには、繰り返し語られる行幸をどう位置付けるかが一つの手がかりとなる。冷泉帝の行幸は物語中に三度語られている。最初は少女巻の朱雀院行幸、二度目は行幸巻の大原野への野行幸、三度目は藤裏葉巻の六条院行幸である。それ以外の帝の行幸では、紅葉賀巻での桐壺帝の朱雀院行幸が盛大かつ詳細に語られているが、若菜下巻での今上帝の朱雀院への朝覲行幸は行われたことを記すのみで内容は語られない^①。これらと比較しても、冷泉帝の行幸は回数もさることながら、その中身がいずれも詳しく語られる点で、際立っている。さらに、行幸巻の大原野行幸は、

『源氏物語』の中でただ一度だけ語られる野行幸でもある。歴史上では朱雀天皇が承平七（九三七）年に行ったのを最後に、絶えて久しい野行幸を敢えて物語の舞台に据えることの意味を考えてみる必要がある。以前にもこの野行幸を端緒とし、「見る」ことで秩序を確立した桐壺帝、桐壺院の怒りの眼差しを極度に恐れた朱雀帝、天変を経て積極的「見られる」天皇へ変貌した冷泉帝という、視線をめぐるあり方から帝の置かれた状況を考えてみたが、なぜ野行幸なのか、なぜその行き先が大原野なのかは課題として残されたままとなっていた。

そこで本稿では、行幸巻の大原野行幸についてさらに検討を加え、それがどのように語られ、理解されてきたかを考察するとともに、歴代の天皇の遊獵および野行幸を通覧

することから歴史的背景を勘案し、冷泉帝が大原野に行くことの意味を考えてみたい。

一 物語本文・古注釈・研究史

から見える大原野行幸の特質

行幸巻の大原野行幸を再度検討するにあたって、やや長くなるが物語本文を引用し、問題点を確認するところから始めてみたい。大原野行幸は、行幸巻冒頭近くに語られている。

その十二月に、大原野の行幸とて、世に残る人なく見騒ぐを、六条院よりも御方々引き出でつつ見たまふ。卯の刻に出でたまうて、朱雀より五条の大路を西ざまに折れたまふ。桂川のもとまで、物見車陣なし。行幸といへど、かならずかうしもあらぬを、今日は親王たち、上達部も、みな心ことに、御馬、鞍をととのへ、隨身、馬副の容貌、丈たち、装束を飾りたまうつつ、めづらかにをかし。左右大臣、内大臣、納言より下、はた、まして残らず仕うまつりたまへり。青色の袍衣、葡萄染の下襲を、殿上人、五位六位まで着た

り。雪ただいささかづつうち散りて、道の空さへ艶なり。親王たち、上達部なども、鷹にかかづらひたまへるは、めづらしき狩の御装ひどもを設けたまふ。近衛の鷹飼どもは、まして世に目馴れぬ摺衣を乱れ着つつ、気色ことなり。

めづらしうをかしきことに、競ひ出でつつ、その人ともなく、かすかなる脚弱き車など輪を押しひしがれ、あはれげなるもあり。浮橋のもとなどにも、好ましく立ちさまよふよき車多かり。

西の対の姫君も立ち出でたまへり。そこばくいどみ尽くしたまへる人の御容貌ありさまを見たまふに、帝の、赤色の御衣奉りてうるはしう動きなき御かたはら目に、なすらひきこゆべき人なし。わが父大臣を、人知れず目をつけたてまつりたまへど、きらきらしうものきよげに盛りにはものしたまへど、限りありかし。いと人にすぐれたるただ人と見えて、御輿の中よりほかに、目移るべくもあらず。まして、容貌ありや、をかしやなど、若き御達の消えかへり心移す中少将、何くれの殿上人やうの人は、何にもあらず消えわたれるは、さらにたぐひなうおはしますなりけり。源氏の

大臣の御顔さまは、別物とも見えたまはぬを、思ひな
しのいますこしいつかしう、かたじけなくめでたきな
り。さは、かかるたぐひはおはしがたかりけり。あて
なる人は、みなものきよげにけはひことなべいものど
のみ、大臣、中将などの御にほひに目馴れたまへる
を、出で消えどものかたはなるにやあらむ、同じ目鼻
とも見え、口惜しうぞ庄されたるや。兵部卿宮もお
はす。右大将の、さばかり重りかによしめくも、
今日の装ひいとなまめきて、胡録など負ひて仕うまつ
りたまへり、色黒く鬚がちに見えて、いと心づきな
し。いかでかはつくるひたてたる顔の色あひには似た
らむ、いとわりなきことを、若き御心地には見おとし
たまうてけり。大臣の君の思しよりてのたまふこと
を、いかがはあらむ、宮仕は心にもあらで見苦しき
ありさまにや、と思ひつつみたまふを、馴れ馴れしき
筋などをばもて離れて、おほかたに仕うまつり御覽ぜ
られんは、をかしうもありなむかしとぞ思ひよりたま
うける。

かうて野におはしまし着きて、御輿どどめ、上達部
の平張に物まあり、御装束ども、直衣、狩の装ひなど

にあらためたまふほどに、六条院より、御酒、御く
だものなど奉らせたまへり。今日仕うまつりたまふべ
く、かねて御気色ありけれど、御物忌のよしを奏せさ
せたまへりけるなりけり。藏人の左衛門尉を御使に
て、雉一枝奉らせたまふ。仰せ言には何とかや、さや
うのをりの事まねぶにわづらはしくなむ。

雪ふかきをしほの山にたつ雉のふるき跡をも今日
はたづねよ

太政大臣の、かかる野の行幸に仕うまつりたまへる例
などやありけむ。大臣、御使をかしこまり、もてなさ
せたまふ。

をしほ山みゆきつもれる松原に今日ばかりなる跡
やなからむ

と、そのころほひ聞きしことの、そばそば思ひ出でら
るるは、ひが事にやあらむ。

(行幸③ 二八九―二九三頁)

これほど大掛かりな野行幸であれば、事前に野行幸雑事
の定めがあつてもおかしくないが、物語では正月を語った
初音巻から続く同じ年の十二月の出来事として唐突に語ら
れてくる。前後の繋がりでは、この場面によつて玉鬘は冷

泉帝に心惹かれ、尚侍として出仕する契機となる。さらに、初めて父内大臣の姿を見、兵部卿宮や鬚黒右大将を比較して見て、冷泉帝と光源氏の優位を確認するなど、玉鬘の気持ちの変化が前後の場面と繋がっている。つまり、この大原野行幸は、冷泉帝が野行幸に出かける姿を皆が見ることを中心に語るだけで、帝がなぜ野行幸をするのか、行き先がなぜ大原野なのかなど、これに至る周辺の事情は一切語らないのである。しかし、何の理由もなく帝が野行幸に出ることはなく、帝の側の問題として考えてみる必要がある。

最初にこの場面の本文異動と古注釈書の内容を確認することから問題点を整理してみる。この場面の校異で特徴的なのは、個別に他本と異なって意味が変わる例³よりも、河内本諸本や別本があるまとまりをもって青表紙本諸本と異なっている箇所があることだ。しかもそれは古注釈書の理解とも強く関連している。

その一箇所目は、行列の様子を語った場面で、最後の方に付き従う「近衛の鷹飼」が「そゑのたかかひ」となっている箇所である。「そゑ」とは「諸衛」すなわち諸衛府のこと、六衛府（左右近衛・左右衛門・左右兵衛）のこと

を指す。河内本諸本や別本では、近衛府だけでなく、それぞれに鷹飼がいたとしている。二箇所目は、大原野に着いた後で、六条院から届けられるものを語った中に「御くだもの」が、河内本諸本や別本では「御へともすみ火ろ」「御いろともすみ火ろ」「くだ物ひわりこ御へすみひつ」など⁵、「御贄」や「炭」「火炉」などを含む本文になっている箇所である。

これらは行幸巻の大原野行幸が、延長六（九二八）年十二月五日に醍醐天皇が行った大原野行幸に准拠して語られているとする『河海抄』を根拠として、その引用元である『李部王記』に残る記事と関連づけて理解する立場である。一箇所目の鷹飼に関しては、『李部王記』に「同諸衛、鷹飼親王・公卿着地摺布衣及袴⁶」や、「諸衛官人着褐衣腹巻行騰⁷」（『扶桑略記』）とあり、実際の行幸では近衛だけでなく諸衛の鷹飼がいたため、それをそのまま本文に反映したのと思われる。二箇所目も延長六年の大原野行幸の際に、六条院（『花鳥余情』によればこの六条院は宇多法皇）から「御贄」や「炭」や「火炉」が醍醐天皇に献上されたことと『李部王記』に記述があり、それが本文に影響を与えた可能性が考えられる。河内本が別本に影響を与えたのか、

その逆なのかは不明だが、いずれも物語の描く世界が准拠した歴史事実そのものを写したと考えて、本文が揺れてしまっている例である。

『河海抄』や『花鳥余情』などの古注釈書は、この行幸巻の大原野行幸に語られる要素が何に由来するのかを詳説し、この行幸の特徴を明らかにしている。それらをまとめると以下の通りである。

- 一、「十二月」(時期)「大原野」(行き先)「卯の時」(時刻)「朱雀より五条の大路を西ざまに折れたまふ」(経路)「親王たち 上達部なども、鷹にかかづらひたまへるは、めづらしき狩の御装ひどもを設けたまふ」(供奉の人々)「野におはしまし着きて、御輿とどめ、上達部の平張に物まゐり」(野での状況)「六条院より、御酒、御くだものなど奉らせたまへり」(献物)などは、『季部王記』の記述から延長六年十二月五日に醍醐天皇が行った大原野行幸に准拠して語られている。
- 二、帝が赤色袍(赤白椽袍)を着るのに対して、臣下が青色袍(麴塵袍)を着る趣向も、延長六年の大原野行幸に准拠する。

三、「雪ただいささかつうち散りて、道の空さへ艶なり」は、延長六年の大原野行幸について『大鏡』太政大臣道長(雑々物語)が伝えるエピソードから来ている。

四、「いと人にすぐれたるただ人と見えて、御輿の中よりほかに、目移るべくもあらず」と、輿の中の天皇を見つめる人々の様子は、昌泰元(八九八)年十月二十日から宇多上皇が行った野行幸の記録(『競狩記』)からの影響がある。

五、「物忌」を理由に行幸に参加しないのは、延長四年(九二六)年十一月六日の北野行幸の際に、重明親王が物忌のため不参だった例が重なっている。

六、「藏人の左衛門尉を御使にて、雉一枝奉らせたまふ」と、後から雉一枝が届けられるのは、延長四年十一月六日の北野行幸の際に、藏人左衛門尉源俊春を使として中宮のもとに雉一枝を届けられた例と重なる。

七、「太政大臣の、かかる野の行幸に仕うまつりたまへる例」太政大臣が野行幸に供奉した例とは、光孝天皇仁和二(八八六)年十二月四日の芹川野行幸のことを指す。

これらのことから『源氏物語』行幸巻の大原野行幸は、延長六年十二月五日の大原野行幸を基本にしなが、昌泰元年の宇多上皇が行った野行幸や延長四年の醍醐天皇の北野行幸、さらに仁和二年十二月四日の光孝天皇の芹川野行幸の事例を加えながら形象化していることが判る。

この大原野行幸の持つ意味について、『源氏物語』研究の中では玉鬘、冷泉帝の双方の有り様として論じられてきた。竹田誠子は、大原野神社が藤氏の氏神を祀る神社で藤氏の女性が天皇入内を祈願する場であることから、大原野行幸という設定は玉鬘が藤氏の女性という血脈を明確にし、尚侍入内の方向へと物語を突き動かす契機になったと述べる。¹⁰ 後藤祥子は、光孝天皇が王威昂揚・文華の興隆を目指して遊獵を復活させたとし、行幸巻の冷泉帝は、王威盛んなりし時代の、進取性・行動力に富み、剛毅勇壮にして果敢な英雄の像を結ぶのだと説く。¹¹ 竹内正彦は、大原野行幸が冷泉帝の〈聖代〉をかたどる盛儀であるが、自分の欲望を果たそうとする光源氏によって企画されたものであり、冷泉帝は利用されたにすぎず、玉鬘に対する光源氏の欲念がうごめきながら〈聖代〉の実相を浮かび上がらせるのだと言う。¹²

しかし、帝が親王達や上達部・殿上人そして鷹飼を連れて大原野に向かう行幸は、玉鬘に冷泉帝の姿を見せるためだけでなく、都人たちに帝を中心とした官僚制秩序を見せる行為なのであり、〈帝〉および〈御代〉の有り様を意味付けるものと見なければならぬ。その意味では、これまで遊獵や野行幸を行ってきた歴代の天皇との比較が必要であり、大原野に行くことの意味もそこから考えてみなければならぬ。

歴史学の分野では遊獵や野行幸についていくつもの有益な成果が残されている。¹³ 石上英一は、狩獵が在地首長の収奪権に由来する行為の一つで、山野の領有権を具現化したものであるとし、律令国家段階において、天皇は狩獵による獲物を食べることで山野の領有権を確認したという。また森田喜久男は、古代の王権狩獵は「冠位秩序の確認行為である観閲の場」としての性格を指摘する。¹⁴ 弓野正武は、桓武から仁明までの遊獵と、光孝・宇多・醍醐の野行幸は同列に論じられないとし、光孝以降は形式美や饗宴が中心となり、見せることに重点が置かれたこと、遊獵の儀式化は嵯峨天皇の頃に進み、仁明天皇の頃に完成したという。¹⁵ 桓武の遊獵に注目する林陸朗は、桓武の御代に遊獵が激増

した裏で禁鷹の制令が発せられ、鷹狩が天子の独占的な特権となること、その後、漸次それが崩壊する過程で禁野の指定が行われ、放鷹の儀式化も進んだと説く。さらに、桓武の遊獵・巡行には祭祀との関わりや行宮となった別荘の所有者との個人的な関係が存在すると言う¹⁷。榎村寛之は、「野行幸」という語が村上朝ごろに成立する『新儀式』が初出で、光孝による復活は、甲田利雄が指摘するように、仁明時代の故実に準拠したもので、その背景には仁明―陽成系から仁明―光孝系への交替に伴う旧儀の復興気運があったという。加えて野行幸には祭祀的性格（国見）があり、天皇自身が「見る」行為と都人に天皇を「見せる」行為は、天皇が支配下の諸国を巡見する本来の行幸によってもたらされる重要な効果を、都という枠内に縮小して再構築したものと述べる¹⁹。中澤克昭は、さらに後になって、白河天皇や後鳥羽天皇が野行幸を復活させたことの中に、宇多や醍醐の故事を意識し、自らを（聖代）に準える意思が見て取れるという²⁰。

これら歴史学の成果から、『源氏物語』の冷泉帝を位置付けるうえで重要と思われる要点がいくつか見出せる。桓武から嵯峨・淳和・仁明の時代で遊獵の儀式化が進んだこ

と、光孝が復活させたことには皇統交替に伴う旧儀の復興の意思があったこと、野行幸ともなってもっぱら（見せる）ことに重点が置かれ、都という枠内に縮小しながらも祭祀の意味を帯びていたこと、白河や後鳥羽の時代になって宇多や醍醐が準えるべき故実であったように、光孝や宇多・醍醐にとっても自らを準える対象があったことなどである。

こうした成果を踏まえながら、実際にそれぞれの天皇の遊獵を通覧し、どのように変遷してきたのかを検討しながら、行幸巻で冷泉帝が大原野に野行幸する意味を考えてみたい。

二 歴代天皇の遊獵・野行幸

奈良時代には僅かに聖武の二、三の記事しか見られなかった遊獵が、桓武の御代になると夥しい数の遊獵記事が続く。『類聚国史』卷三十二「天皇遊獵」の項にあるのを見るだけでも、その差は歴然である。

本章では、先学の成果を検証しながら、桓武から嵯峨・淳和・仁明における遊獵がどのように変遷したのか、文徳

・清和・陽成の中断期間を経て、光孝が復活させ、宇多・醍醐と行う中にどういう意図を見ることができているのかを検討してみたい。

(1) 桓武天皇

桓武は『類聚国史』に見えるだけで二二八回(行き先は一三〇箇所)を数える。これ以外に、延暦二十三(八〇四)年十月に和泉・紀伊行幸での各地の遊獵がある。桓武の遊獵の特徴を示すと、延暦十(七九二)年までは二〜三年に一度程度、百濟王一族との関わりから交野に遊獵に出る程度で、十年間で四回しか行っていないのに、平安遷都の直前の延暦十一(七九二)年には年間十四回、同十二(七九三)年・十三(七九四)年には十三回と急激に増え、同十六(七九七)年の年間十五回をピークに、同十一〜十七(七九八)年の間毎年二桁回数遊獵に出かけていることである。これで判るように、桓武は長岡京を捨て、新たな都の造営と、新たな王朝の構築を企図して再出発する時に遊獵を本格化させたと言える。

行き先は、多い順に大原野(二十四回)、水生野(十五回)、北野(十五回)、栗前野(十四回)、交野(九回)、日

野(九回)、登勒野(八回)、的野(六回)、柏原野(四回)、瑞野・来栖野・葛野(各三回)、紫野・陶野・芹川野(各二回)、葛葉野・葛野川・石作丘・栗倉野・岡屋・康楽岡・山階野・西野・水雄岡・北岡・柏野(各一回)である。場所は、水生野(摂津)、交野・葛葉野(河内)以外はすべて山城国内であり、しかも平安京の東西南北、四方を網羅している。

一番多く訪れている大原野は、八・九月の実施が多く、延暦十一〜十三年および同十六年あたりに年間三回以上訪れていて、平安京に遷都する前後に一番多く訪れていることが判る。次に多い水生野は一〜三月と八月実施が多く、なにより延暦十一年以降では同十四(七九五)年を除いてほぼ毎年一回ずつコンスタントに訪れている。同じく二番目に多い北野は、延暦十五(七九六)年十一月二日に訪れて以降急増し、翌同十六年に年間六回、同十七年に二回訪れた後、しばらく途絶え、同二十一(八〇二)年以降にまた年に二、三回行くようになるなど偏りがあり、毎年一回ずつ訪れる水生野とは対照的である。さらに、北野での遊獵は、延暦十七年八月十三日に伊豫親王の山荘を行宮として宴が行われ、天皇の詠歌も残されている²¹。次に多い栗前

野は、延暦十一年以降ほぼ毎年訪れ、同年二月二十七日は右大臣藤原是公の別業を、同十二年二月四日と九月二十一日は伊豫親王莊を行宮として行われた。これと同じように個人的な繋がりが指摘できるのが交野で、百済王明信²²とその夫の藤原繼繩との関わりから遊獵が行われた。交野はもともと百済王一族の本拠地で、林陸朗によれば桓武は十月の冬至のころに交野を訪れ、唐の皇帝にならって昊天上帝を祀る祭祀を行っていたのではないかと説く²³。

このように、桓武が頻繁に訪れた場所にはいくつかの特徴があり、毎年一、二回ずつコンスタントに訪れる場がある一方で、短い期間に集中的に訪れる場所がある。前者が水生野や栗前野や交野で、後者が大原野と北野である。このうち栗前野や北野では伊豫親王との繋がりが強く、百済王一族の交野とともに、個人的な繋がりに遊獵が強く結びついている。これに対し、大原野は平安遷都前後に特に集中し、その後も毎年訪れ続け、まさに新しい都と新しい王朝を再出発させる時期と重なって遊獵が行われた。さらに、桓武は延暦十四年三月四日に「勅。重禁²⁴私養²⁵鷹²⁶。」と禁令を出し、鷹狩・養鷹を天子の特権とした。延暦十四年は平安遷都して遊獵を活発化させた時期であり、鷹狩を

独占的に行うことで、桓武を中心とした新たな御代の構築が図られたのである。

(2) 嵯峨天皇

桓武の後を継いだ平城は、在位期間も短く、大同三(八〇八)年に北野に遊獵したのみである。これに対して、次の嵯峨は、桓武同様遊獵を積極的に行う。しかし、桓武に比べれば回数は大幅に減る。『類聚国史』に残る嵯峨の遊獵の記録は七十一回(行き先七十二箇所)で、弘仁十二(八二二)年を除けば、在位中はほぼ毎年遊獵を行っている。桓武のように延暦十一年以降急増するというような偏りはない。弘仁五(八一四)年に年間十一回とピークを迎え、同四(八一三)年の九回、同八(八一七)年の八回など多い年もあるが、それ以外は年間四〜六回で、桓武に比べ行き先も大幅に限定される。これは禁野の制定と関わる。嵯峨は即位して早くに、

丁未。勅。自今以後。不得²⁷遊²⁸獵於大原。栗前野。水生。日根等野²⁹。

と、桓武が頻繁に訪れた場所を中心に禁野を設けている。嵯峨の遊獵先は多い順に、芹川野(十五回)、栗前野(十

五回)、北野(十二回)、水生野(十二回)、大原野(六回)、交野(六回)、瑞野・紫野(各二回)、櫛原野・来栖野(各一回)で、栗前野・北野・水生野といった桓武以来の遊獵地が上位を占める一方、一番多かった大原野は減り、桓武の頃には二度しか訪れなかった芹川野が一番多くなる。

嵯峨は菓子の変の後、大同五(八一〇)年を弘仁元年に改元し、最初の遊獵先としたのが芹川野である。芹川野は、弘仁期前半(元年〜八年)までは十二月、弘仁八年に正月と十二月に訪れて以降、弘仁期後半(八年〜十四年)は正月に訪れるようになる。栗前野もほぼ毎年行われ、実施は二月と十月に多く、弘仁五年には明日香親王の宇治別業を行宮とし、親王が奉獻している。次に多い北野は、弘仁五年閏七月二十七日や同九(八一八)年八月二十八日のように嵯峨院を行宮とし、桓武の頃は九月に多かったのに対し、嵯峨は八月実施が多い。また、交野については、桓武の頃は藤原継繩の別業を行宮として冬至の頃に訪れていたが、嵯峨は山崎駅や山崎離宮を行宮として多くは二月に訪れ、また、水生野と合わせて訪れて車で帰る記録もある。⁽²⁶⁾

このように桓武から嵯峨に至って、訪れる遊獵地が限定され、行く時期も変わり、ある程度の固定化が進み、さらに供奉した臣下への賜禄や加階が行われ、山城や摂津・河内国の奉獻が繰り返し行われるなど、遊獵の儀式化が進んだことが判る。

(3) 淳和天皇

『類聚国史』に残る淳和の遊獵は十一回(行き先十三箇所)と桓武や嵯峨から比べてさらに大幅に減る。天長三(八二六)年や同六(八二九)年には年に三回行った記録もあるが、それ以外は年に一回行う程度となり、訪問地も栗前野(三回)、北野(三回)、芹川野(二回)、大原野・泥湊池・水成野・双岳・陶野(各一回)と、さらに限定される。

その中で見える淳和の遊獵の特徴は、即位して初めて訪れた遊獵地が嵯峨と同じく芹川野であること、毎回のよう⁽²⁷⁾に国司からの献物があり、陪従者への賜禄が細かく記録に残るなど、嵯峨の御代以上に一回毎の規模が大きくなっていることである。

(4) 仁明天皇

『類聚国史』に残る仁明の遊獵は十五回（行き先十六箇所）で淳和よりやや多いが嵯峨に比べると大幅に少ない。即位した天長十（八三三）年から承和二（八三五）年までの最初の三年間で八回の遊獵を行って以後は、承和五（八三八）年に一回、同六（八三九）年に二回、同十二（八四五）年に一回、同十四（八四七）年に一回、嘉祥元（八四八）年に二回と大幅に減る。しかし、これは仁明が鷹狩をしなくなったわけではなく、承和二年から神泉苑で隼や鶴を使って鷹狩をするようになったためである。神泉苑での鷹狩は、承和二年の十二月に一回行って以降、同三（八三六）年に四回、同四（八三七）年に二回、同五年と同六年に各一回ずつ行っていて、仁明は遊獵のために野への行幸をしなくなる。

仁明が鷹狩そのものを止めたのは、承和七（八四〇）年に淳和上皇が崩御して以降で、同九（八四二）年に嵯峨上皇が崩御して承和の変が起こってからは、同十一（八四四）年には二月に水成瀬野・交野、八月に北野、十月に水沼野と芹川、十一月に水成瀬野に行幸した記録があるが、いずれも鷹狩をした記事はない。再び遊獵を再開するのは

五年後の承和十二年からである。

仁明の訪れた遊獵先は、水生瀬野（水成瀬野・河陽宮を含む）（五回）、芹川野（四回）、栗隈野（二回）、双丘（二回）、来栖野・箕津野・北野（各一回）で、即位して最初に出かけたのは来栖野であるが、同じ年の十二月に嵯峨と同じように芹川野に遊獵に訪れる。さらに嵯峨が後年行つたのと同様に翌承和元（八三四）年には二月に、同二年には正月に芹川野を訪れている。即位して最初に芹川野に遊獵に行くのは、嵯峨に始まり、淳和そして仁明と受け継がれた。

さらに、仁明の遊獵では興味深い記述が見て取れる。『類聚国史』「天皇遊獵」承和十四年十月十九日条によれば、

十月辛亥（十九）。授雙丘東墳從五位下。此墳在雙丘東。天皇遊獵之時。駐蹕於墳上。以為四望地。故有此恩。

と、双丘東墳に叙位がなされた。それは天皇が遊獵する際に、その墳の頂きに登り四方を眺めたからだという。この行為は『新儀式』野行幸にある天皇が野行幸先で高台に登り四方を眺める「国見」に通じる行為であり、それが既に

この時には行われていたことが判る。

このように、仁明の時代には、嵯峨・淳和の慣例を引き継ぎながら、国見の儀礼が加わり、さらに野に行かず神泉苑で鷹狩をする新たな形が加わるのである。

(5) 文徳・清和・陽成天皇

文徳・清和・陽成の三代の間、遊猟は全く行われることはなかった。それは天皇自身の嗜好や体質とともに、殺生を戒める仏教的な観点から鷹狩を止めるよう奏上した藤原良相の影響によると言われる。さらにこの三代は行幸そのものが極端に減る。その中行幸が変質したことを知る恰好の材料が、清和が貞観六（八六四）年二月二十五日に外祖父藤原良房邸（東京染殿第）に行幸し桜花の宴を行った例である。

廿五日壬午。車駕幸於太政大臣東京染殿第一。觀桜花^一。（中略）具醉歡樂。移^二自花亭^一。御於射場^一。帝御弓矢^一。一発中鵠。群臣稱^二万歳^一。親王已下以下次通射。山城国司守正四位下紀朝臣今守等率^二郡司百姓於東垣外^一。行^レ耕田之礼^一。欲^レ令^レ帝覽^レ之。知^レ農民之有^レ事也²⁸。

清和が射場に移動し、弓矢を射たところ的に命中した。群臣が万歳を称し、その後、山城国司が郡司以下百姓を率いて耕田の礼を行うのを、清和が見て農民があることを知るといふ。この帝が弓を射る行為は、古来の鹿狩に通じる行為で、まさに狩を擬似的に行うことである。また、耕田の礼を見るのも、本来、帝が遊猟で各地を巡視した際に見るものだが、ここでは藤原良房が邸内にお膳立てしたものをしている。ここにあるのは、清和と外祖父藤原良房とのミウチ的關係の確認であり、狩猟・国見の伝統が「弓射」「耕田の礼」という抽象化した形に変質してしまっている²⁹。

(6) 光孝天皇

陽成の後に即位し、遊猟を復活させたのが光孝である。陽成は讓位する際に、詔して時康親王を皇位に定めるものの、光孝は陽成から直接讓位を受けていない³⁰。これは光孝が陽成の後継ではないということであろう。その後も光孝は仁明の後継であることを標榜することをいくつも行う³¹。そして、これを内外に示すために行われたのが、仁和二年十二月十四日の芹川野行幸である。

光孝は芹川野行幸を行うに先立ち、父仁明と同じように

神泉苑で鷹狩をしている³²。そして、即位後最初の遊獵を芹川野で行う。これも嵯峨・淳和・仁明と引き継がれた伝統である。『奥入』には、「其狩獵之儀一依承和故事或考旧記或付故老口語³³」とあり、「承和故事」すなわち仁明の故事に依るとするが、これは元を正せば嵯峨が行った芹川野行幸を指すのであろう。その時に詠まれた歌が『後撰和歌集』巻第十五「雑一」一〇七五番歌にあり、

仁和のみかど嵯峨の御時の例にて芹河^{せり}に行幸したまひける日

在原行平朝臣
嵯峨の山みゆきたえにし芹河^{せり}の千世^{ちよ}の古道^{ふるち}あとは有^{あり}けり³⁴

と「嵯峨の御時の例にて芹河に行幸したまひける」とあるのは、そのことを指すのであり、かつ和歌の「嵯峨の山みゆきたえにし」の嵯峨は嵯峨天皇を指すと考える。光孝は、自らを嵯峨から流れる系譜に位置付け、それを内外に示すために、嵯峨が行った芹川野行幸に准拠してこれを行ったのである。この時には皇子の源定省（宇多天皇）も供奉している。さらに、その十一日後、光孝は再び神泉苑で鷹狩を行った後、今度は北野に遊獵に行っている³⁵。神泉苑

で鷹狩した後、北野に出かけるのは父仁明が行ったことである³⁶。

遊獵によって光孝は自らを位置付けたのであり、親王や太政大臣以下参議以上の臣下達を連れて野に向かう姿を見せることは、都人たちに嵯峨から流れる帝の再来を印象付けたであろう。在原行平の歌「千世の古道あとは有けり」とは、そのことを歌ったものと思われる。

(7) 宇多天皇

宇多の行った野行幸は、寛平七（八九五）年三月五日の北野行幸と寛平八（八九六）年閏正月六日の北野遊覧の後、船岡で行った遊獵³⁸の二回だけである。宇多は嵯峨以来の伝統であった芹川野行幸を行うことはなかった。どういう事情で行わなかったのかは不明ながら、宇多が鷹狩を好まなかったわけではないことは菅原道真の残した願文によって知られる。菅原道真の「奉勅放却鹿鳥願文。寛平四年五月十六日」によれば、宇多は神泉苑の鹿や鳥を比叡山に戻し、鷹狩で行った殺生を懺悔する意を表している。これは宇多が即位の後、遊獵を好み、殺生を繰り返していたためで、道真は宇多の鷹狩を諫めていたことが判る。そのた

めか野行幸としては先の二度の記録が残るにすぎない。しかし、寛平八年閏正月六日の際には皇太子敦仁親王（十二才）を連れ、父光孝が自分を連れて芹川野行幸を行ったのと同じように、宇多は皇太子に譲位する前に遊獵に連れて行っている。

宇多はまた讓位に当たって醍醐に伝えるべきことを『寛平御遺誡』として残し、その最後に「延暦の帝王」（桓武天皇）の人となりを書き、その中で鷹のことに触れている。

延暦の帝王は、日ごとに南殿の帳の中に御して、政務の後に、衣冠を解き脱ぎ、臥し起き飲食したまひき。また鷹司の御鷹を喚びて、庭前にて呼び餌しめたまひき。或時は御手ら嘴爪等の好むべきものを作りたまひき。⁽³⁹⁾

桓武は、毎日紫宸殿に出て政務を行い、その後に衣冠を解いて食事をし、鷹に餌をやったり、嘴の形を直したり、爪を切ったりと鷹の手入れをしたという。桓武が特に鷹を好んだことを伝えるエピソードである。この後には、桓武が暑い日には神泉苑に行幸して納涼をしたこと、相撲を好んだこと、羅城門の建築の際にその高さをめぐって工匠が

帝を欺いたことを許したこと、御帳のうちに子どもの親王たちを遊ばせていたことなどを記す。桓武が、活力に溢れ、行動的で、格闘を好む一方、寛容で子煩悩であった一面を描いている。これらの話は、「故太政大臣」（藤原基経）から聞いた話とし、「追ひ習ふべからずといへども、旧き事を存せんがために状の末に附すらくのみ」とするが、こうした桓武の人となりをわざわざ記すこと自体、宇多が桓武を敬愛していたことを示すに他ならない。平安京を拓き、今の礎を築いたことに対する敬意とともに、桓武のような人こそが「帝王」であり、帝の範とする意識があったのだろう。その筆頭に「鷹」のことを語ることで、「鷹狩」が帝王の証とする意識が宇多に強くあつたと考えるのである。

しかし、宇多は在位中には先の二度の野行幸を行うに留まった。本格的な遊獵の旅に出るのは上皇となつてからである。昌泰元年十月二十日から城外に馬に乗って遊獵に出かけ、二十一日に片野、その後大和宮瀧、河内、龍田山、難波等に遊幸され、閏十月一日に朱雀院に還幸したことが記録に残っている。これを最後に、翌年宇多は落飾する。この昌泰元年に行われた遊獵では、供奉人や鷹飼が左方

と右方に分かれ、左方が赤白椽地色、右方が青白椽地色の摺衣を着て隊列を組んで行進し、都人の注目を集めたことが知られている⁴³。それを見る人々の様子が『競狩記』に残り、『花鳥余情』は「昌泰元年野行幸の時、車中の女争いて天顔を瞻る、或いは半身を出だし、或いは露面を忘ると云々。紀納言記に見ゆ」と記して、『源氏物語』行幸巻の行幸の様子と重ねて注している。

(8) 醍醐天皇

醍醐天皇が最初に野行幸を行ったのは、『河海抄』によれば延喜二年十月の芹川野行幸である⁴⁴。しかし、『河海抄』がそこで記すのは『大鏡』延長六年十二月五日の大原野行幸の記事であり、『新儀式』や『西宮記』等の他文献で検証ができないため、本当に延喜二年の十月に芹川野行幸を行ったかどうかは判らない。もし行っていたれば、嵯峨朝以来の伝統に則ったことになる。しかも、延喜二年は菅原道真を左遷させた昌泰の変の翌年であり、醍醐が再出発を期して自らの姿を皆の前に披露したことになる。

この後で記録に残るのは十五年後の延喜十七(九一七)年閏十月十九日の北野行幸である⁴⁵。この行幸は宇多が行っ

た寛平七年の北野行幸と同じく、讓位する時が近づき、翌年に皇太子を連れて野行幸に出たのと同じである。醍醐は翌延喜十八(九一八)年十月十九日に皇太子保明親王(十六才)以下親王公卿を引き連れて北野に野行幸に出た⁴⁶。しかもこの野行幸では、臣下を東西の二手に分け、昌泰元年の宇多上皇の遊獵と同じように競狩が行われている⁴⁴。醍醐は、皇太子保明親王に王子が誕生し、皇位継承が順調に進む道筋を見届けたところで、延喜二十一(九二二)年十二月九日に再び北野に野行幸に出る。ところが、同二十二(九二二)年から京に疫病が流行し始め、同二十三(九二三)年三月二十一日に皇太子保明親王が病気のため二十一才でこの世を去ってしまう。醍醐は、女御藤原穩子を立后とした上で、保明親王の子(醍醐にとつては皇孫)の慶頼王を立太子し、元号を延喜から延長に改元した。醍醐にしてみれば、菅原道真の怨霊に苦しんだ延喜の御代を改め、新たな皇太子を立坊して、讓位に向けた準備を進めるつもりであったのだらう。しかし、その二年後、延長三(九二五)年六月二十一日に皇太子慶頼王が薨去するに及び、再び皇位継承は宙に浮く。それでも、中宮藤原穩子腹の寛明親王(三才)を同年十月二十一日に立坊し、翌延長四年二

月十七日に清涼殿で花宴を行って皇位継承への道筋をつけ⁴⁶、同年三月六日には男踏歌の後宴と思われる殿上賭弓が醍醐・中宮穩子の臨席のもと行われた⁴⁸。既に四十二才となっている醍醐にとつては、残された時間はそう多くなかったのである。醍醐は同年十月十九日に父宇多法皇とともに大堰川に行幸し、ここでは雅明親王（七才）の見事な万歳楽が披露された。こうした歴史に残る典雅な行幸を演出した後、同年十一月六日に北野に野行幸に出かけている。このように醍醐は、ここに来て積極的に自分の姿を都人の前に晒し、延長の御代を（聖代）として演出するのである。ところが、翌五（九二七）年の九月には齊世親王、時明親王が相次いで薨去し、十月には内裏で怪異が相次いで、菅原道真の怨霊のせいとの流言が飛び交う。こうした状況にあつて、醍醐はなんとしても自らの御代を再出発させたことを印象付ける必要があり、大原野行幸を企画したのであろう。醍醐は野行幸で殺生をするに先だつて、延長六年閏八月二十九日には神泉苑の鹿を北山に放ち、放生を行つてから、いよいよ十二月五日の当日を迎える⁴⁹。当日は、行列を見た人々が桂川のほとりまで及んだとあるから、沢山の人々が醍醐の雄姿を目にしたのである。

この大原野行幸には親王・公卿だけでなく、陽成上皇も参加した⁵⁰。しかも、帝が赤色袍を着たのに対し、親王・公卿・六位以上の臣下には青色袍を着せたのは、対照をなすとともに、帝に注目を集めるためであろう。かつ、野に着いて、醍醐は「国見」をし、「贄」を食うなど帝としての象徴的な行爲を行つている。

しかし、なぜこの時に醍醐は行き慣れた「北野」ではなく、「大原野」を選んだのであろうか。しかも、この当時は大原野は仁和三（八八七）年五月二十八日に光孝の勅によつて「太上天皇の遊獵地」と定められていたのである⁵¹。考えられるのは、陽成上皇と一緒に連れて行つたためではなからうか。陽成上皇が一緒だつたからこそ、太上天皇の遊獵の場である大原野に醍醐は足を踏み入れることができたのであり、かつ陽成は光孝―宇多―醍醐に対峙した文徳―清和―陽成と続いた前代の系譜の最後に位置付けられる天皇であつたから、それを取り込むことで、天皇一人ではできない盛大な野行幸を実現し得たのであろう。こうして醍醐は求心力を高め、天皇を中心とした官僚制秩序を可視化して、自らの御代を（聖代）として演出し、正統性を証したのだと考えられる。

醍醐をめぐっては、とても鷹狩を好んだことも判つてい
る。『大鏡』によると、

おおかたの世にとりても、やむごとなきものに思し召
したりし中にも、鷹のかたざまには、いみじう興ぜさ
せたまひしなり。日々に政を勤めたまひて、馬をい
づこにぞや立てたまうて、こと果つるままにこそ、中
山へはいませしか。

(太政大臣道長(雑々物語) 三七五頁)⁽²⁾

と、醍醐は鷹狩が大変お気に入り、政務の後、すぐに馬
に乗って山に出掛けたという。醍醐が鷹狩に精通していた
ことは、久世と交野の雉の味をかき分けたこととしても語
られていて、さらに、

「ひたぶるの鷹飼にてさぶらふ者の、殿上にさぶらふ
こそ見ぐるしけれ」と、延喜に奏し申す人のおはしけ
れば、「公事をおろそかにし、狩をのみせばこそは罪
はあらめ。一度政をまかりかかて、公事をよろづ勤めて
後に、ともかくもあらむは、なんでふことかあらむ」
とこそ仰せられけれ。

(太政大臣道長(雑々物語) 三七六頁)

と、仕事をしないで鷹狩ばかり好めば罪もあるが、公務を

きちんとこなした上で鷹狩を行うのは問題ないと語ったと
いう。この公務に励み鷹狩を好むというのは、先に宇多が
醍醐に伝えた『寛平御遺誡』の中にあつた桓武の姿そのも
のと言つて良い。『大鏡』に伝える醍醐は宇多の伝えた桓
武のあり方を体現していたのであり、歴代天皇の中で大原
野に一番遊猟に行つていたのは桓武であることを勘案する
と、醍醐が最後に大原野に野行幸したのは、桓武に自分を
準える行為であつたのかもしれない。

(9) 朱雀・村上天皇

朱雀は、『新儀式』によると元服した年(承平七年)に
野行幸に行つた記録があるが、どこに行つたのか、誰を引
き連れていったのか等の詳細は明らかでない。また、承平
三(九三三)年十二月十六日に大原野で鷹狩を殿上人にさ
せているが、朱雀自身が行幸してはいない。よつて、記録
に残る在位中の野行幸は、先の承平七年の例のみで、醍醐
までのように皇太子を連れた野行幸を行つた形跡はない。

朱雀が遊猟を楽しむようになったのは、譲位した後であ
る。譲位した年の天慶九(九四六)年十二月三日に宇治、
同十(九四七)年二月二十五日に北野、天曆元(九四七)

年十一月三日に栗隈野、同二(九四八)年八月二十八日に芹川野で、それぞれ鷹狩を行った記録が残っている。しかし、この中で村上天皇を同行させた例はない。

村上は、兄朱雀上皇と母藤原穩子のもとに朝覲行幸を繰り返すものの、野行幸を行った形跡はない。そして、白河が再び復活させるまで、野行幸が行われることはなかった。

三 歴代天皇と『源氏物語』の冷泉帝

前節で桓武から村上天までの歴代の天皇の遊獵・野行幸の実施を通覧した。桓武の例では、遊獵は平安遷都を企図した頃から急激に増え、新しい都と新しい王朝の再出発を目的として行われた。桓武が鷹狩を厳しく禁じて天子の特権としたことと、遊獵を頻繁に行ったことは表裏の関係にある。すなわち、桓武は、天子の特権である鷹狩を臣下達と連れて京の四方を網羅して行い、その姿を積極的に都人たちに見せることで求心力を高め、新王朝の再出発を印象づけたのである。

嵯峨に至って、禁野の制定とともに遊獵先は限定され、

遊獵の儀式化が進む。嵯峨が即位して初めて行った芹川野行幸は、淳和、仁明と引き継がれ、文徳・清和・陽成の中断期間を経て、光孝にも引き継がれた。加えて、仁明に至って遊獵地はさらに限定され、回数も減り、一回毎の規模は大きくなる。仁明が即位当初こそ何度か遊獵に出るものの、後に神泉苑で鷹狩をするようになるのは、規模の拡大で動きにくくなったためとも考えられる。仁明の頃には「国見」の儀礼が加わり、帝の象徴的な行為として遊獵の儀式化が進んだ。

光孝が遊獵を復活させたのは、彼が嵯峨の流れを汲むことを標榜するためであった。嵯峨の儀式を復元して遊獵する姿を都人に見せることで、嵯峨の再来を印象づけたのである。

しかし、鷹狩は殺生そのものであり、仏教的観点から許される行為ではない。天皇は仏教的慈愛に満ち、済民的政策を施してこそ、天皇を中心とした国家体制を形作ることができる。文徳・清和・陽成の三代の三十四年もの間、天皇が遊獵を行わなかったことは、理想的な天皇像そのものを変えて行ったはずである。光孝が久しぶりに復活させたとはいえ、天皇を取り巻く状況はもはや仁明のころと同じ

ではない。殺生を伴う野行幸の実施は、以前に比べて大幅に減らざるを得ない。しかし、それにも関わらず野行幸を行わねばならない事情があったからこそ、光孝は復活させ、宇多や醍醐もそれに続いたのである。光孝以降の野行幸は、天皇側にそれを行わねばならない事情がある場合にのみ行われたのであり、その事情は大きく三つあると考えられる。

一つ目は、即位に際して、自らの系譜を示す場合である。光孝の芹川野行幸はこれに当たる。即位して最初に芹川野で遊獵するのは、嵯峨以来の伝統であり、それを踏襲することで、文徳・清和・陽成との違いを明確に示す意思があったのであろう。

二つ目は、皇太子に譲位する時期が近づいて、天皇が求心力を高め、自ら鷹狩する姿を皇太子および都人に見せるためである。光孝の芹川野行幸に供奉した宇多は、寛平八年の野行幸の際に皇太子敦仁を連れて行き、醍醐も延喜十八年の野行幸には皇太子保明を連れて行っている。こうして少ない機会を捉えて、「鷹狩する天子」を皇太子に見せ、天子の独占的行為である鷹狩を次に繋げようとしたのであろう。

三つ目は、最初の桓武がそうであったように、天皇が求心力を高め、新たな御代を再出発させようとする場合である。醍醐の延長四年の北野行幸、同六年の大原野行幸はこれに当たる。二度も皇太子に先立たれ、寛明を立太子した後、醍醐は自らの御代をなんとかしても再生させねばならぬ事情があった。延長の御代を新たに〈聖代〉として再出発させ、それを都人に知らしめるためには、天子の象徴的な行為である鷹狩や国見などを視覚的に訴える野行幸が一番効果的である。しかし、野行幸をする以上は、殺生の罪を免れ得ず、醍醐は神泉苑の鹿を北山に逃し、野行幸で最初に得た獲物を逃がすなどの放生をして、罪を減じようとしたと思われる。

これらと比較した時、『源氏物語』行幸巻で冷泉帝が大原野行幸を行うのも、仮に光源氏の発案だとしても、帝側に殺生の罪を犯してでもやらねばならない何らかの事情がなければ、行うことはない。先の三つの事情から考えてみれば、即位当初でない点で一つ目には当たらない。さらに皇太子を連れて行っていない点で二つ目にも当たらない。残るは、三つ目の帝が求心力を高めて新たな御代を再出発させる意図がある場合である。これは、遷都以来の文脈

の中で見ると、改めて気づかされることがある。

冷泉帝は桐壺帝と藤壺中宮の間に生まれた后腹親王が即位した帝である。しかも、藤壺中宮は先帝の后腹内親王であることで、父方も母方も天皇家の血をひく血の尊貴性を体現する帝である。桐壺帝にとつては、即位させてやれなかつた光源氏の身代わりでもあり、無理に藤壺を立后することで実現した待望の帝なのである。しかし、その即位までの道のりは決して平坦ではなかつた。弘徽殿大后の策略で廃太子の危機にあつたが、朱雀帝が夢の中で父桐壺院の叱責を受け、父の遺志に従つて讓位したことで即位が実現した。ところが、その冷泉帝は、早くも薄雲巻で天変が頻りに起こり、帝としての資質が厳しく問われることとなる。冷泉帝は夜居の僧都の密奏によつて自らの出生の秘密を知り、なんとかその苦難を乗り越えるが、帝が名実ともに復活を遂げたことを人々に知らしめるには、それを演出する仕掛けがある。その一つが少女巻での秋好の立后である。秋好がもし皇子を産めば、皇位継承候補者となり、皇位を次に伝える立場を確保する。二つ目は、少女巻で行つた朝覲行幸（朱雀院行幸）⁵⁵で、天皇の赤色袍と臣下の青色袍を揃えて調和を演出した。三つ目は、秋好の立后に伴つ

て行われたと思われる初音巻最後の男踏歌である。男踏歌は帝と中宮を言祝ぎ、予祝する儀礼で、ここでは中宮の正統化の意図もある。⁵⁶ こうして冷泉帝は、天変による危機を脱し、血の尊貴性を体現しながら、后を立后し、皇統を繋げる帝として再生する過程にある。

さらに、野行幸する先が大原野であることは、新たな連想の回路を開く。大原野は光孝以来「太上天皇の遊獵地」であつて、醍醐は陽成院を連れて行つたからこそ行くことができたが、冷泉帝は兄の朱雀院を伴つてはいない。上皇を連れずに天皇単独で大原野に遊獵に出かけたのは、桓武・嵯峨・淳和の三天皇だけである。このうち嵯峨は後に引き継がれたという意味で芹川野行幸が有名で、淳和といえは栗前野および北野である。大原野という場所から連想されるのは、一番多く訪れた桓武に他ならない。加えて、桓武が大原野に遊獵に行つたのは平安遷都の前後に集中していて、求心力を高め、新しい都と新しい王朝を再出発させるためであつたことは先に見た。大原野への野行幸は、准拠となつた醍醐天皇の大原野行幸がそうであつたように、物語の冷泉帝もまた「新たな王朝」として再出発を遂げる意味が重なつていると考えられるのである。

光源氏の歌の「をしほ山みゆきつもれる松原に今日ばかりなる跡やなからむ」は、この冷泉の行った大原野行幸ほど盛大な野行幸は前例がないということであって、これこそが後代の先例となり、冷泉の（聖代）化を図る行幸となることを示している。

結

歴代の天皇が遊獵を行った事情を勘案することから、冷泉帝の大原野行幸の抱える事情を考えてみた。桓武・嵯峨・淳和・仁明のころと、中断期間を経た後の光孝・宇多・醍醐・朱雀のころとでは、天皇が自らの姿を都人に見せて求心力を高めるといふ点では同じだが、天皇を取り巻く状況は大きく違う。光孝以降は、殺生の罪を犯してでもやる必要がある場合に限られるようになり、回数は大幅に減る。野行幸を行う事情は大きく三つあり、一つに即位に際して自らの系譜を示す場合、二つに皇太子に譲位する時期が近づいて自ら鷹狩する姿を皇太子や都人に見せる場合、三つに天皇が求心力を高めて新たな御代を再出發させようとする場合である。『源氏物語』行幸巻の冷泉帝は、三つ

目の事情が重なりとみて良い。

冷泉帝の大原野行幸は、主に延長六年の醍醐のそれに准拠しながら、昌泰元年の宇多院の野行幸や延長四年の醍醐の北野行幸、さらに仁和二年の光孝の芹川野行幸の内容も加えながら語られていて、さまざま先例に則りながら盛大な催しとして形象化されている。

大原野に野行幸に行くことは、歴史的に見ると桓武を連想させる行為である。醍醐は陽成院の力を借りてそれを行い、延長の御代を（聖代）化しようとしたのに比べ、冷泉は単独でそれを行い、桓武と同じように「新たな王朝」として再出發を遂げる道を歩み始めたと言える。

注

- (1) 今上帝の行幸は「入道の帝みかどは、御行ひをいみじくしたまひて、内裏うちの御事をも聞き入れたまはず。春秋の行幸になむ、昔思ひ出でられたまふこともまじりける。」（若菜下④一七六頁）とあるのみで、内容については一切語られていない。『源氏物語』本文の引用は、小学館刊新編日本古典文学全集『源氏物語』により、巻名・巻数・頁数を記した。

(2) 拙稿「冷泉帝の大原野行幸——「見られる天皇」への変

貌——〔源氏物語の准拠と系譜〕所収 翰林書房 平成16（二〇〇四）年

(3) 個別に違っている例では、例えば陽明文庫本で「卯の刻」が「その時」となり、「五条の大路を」が「二条おほちちにてたまひて」となっていて時間と経路が異なっている。また、高松宮家本や岩国吉川家本で「左右大臣、内大臣、納言より下」のうち「内大臣」がなく、このままだと玉鬘の父大臣が登場しないことになってしまいが、後半の「わが父大臣を、人知れず目をつけたてまつりたまへど、さらさらしうものきよげに盛りにはものしたまへど、限りありかし」の部分に異動はなく、話の筋を変えるほどには影響を及ぼしていない。

(4) 「そゑのたかかひ」をもつ本文は、青表紙本系の肖柏本、河内本系に属する七毫源氏、高松宮家本、大島本、鳳来寺本、尾州家本、中山本、別本の陽明文庫本、保坂本、麦生本。

(5) 「御へともすみ火ろ」は河内本諸本と別本の保坂本、「御へいゝるともすみ火ひ」は陽明文庫本、「くだ物ひわりこ御へすみひつ」は麦生本。

(6) 『李部王記』本文の引用は、『史料纂集 李部王記』（統群書類従完成会）を用いた。ここは『菊亭家本李部王記』を『河海抄』の本文で校訂した箇所である。

(7) 『扶桑略記』本文の引用は、『改定 史籍集覧』第一冊通記類（臨川書店）による。

(8) 『河海抄』は河内本を底本として注をつけており「六条院より御みき御へすみ火ろなたてまつらせ給へり」とする本文に「御酒 御贄 炭 火炬」と注して、「李云六条院被貢酒二荷炭二荷火炬一具殿上六位昇之立御前即解一瓶至雑調所宛供御宛公卿料近衛將監（役之）」と『李部王記』を引用して記す。

(9) この古注釈の整理と意味付けについては、加藤静子「大原野行幸の準拠と物語化」（源氏物語の観賞と基礎知識）30「行幸・藤袴」竹林舎 平成15（二〇〇三）年10月）に拠る。

(10) 竹田誠子「行幸巻の大原野行幸——その設定と物語的意義——」（『日本文学論究』第44冊 昭和60（一九八五）年1月）

(11) 後藤祥子「冷泉帝の横顔——「行幸」巻の大原野行幸について——」（『源氏物語の史的空間』所収 東京大学出版会 昭和61（一九八六）年）

(12) 竹内正彦「野に行く冷泉帝——『源氏物語』「行幸」巻の大原野行幸をめぐる——」（『國學院雑誌』第一〇六巻第七号 平成17（二〇〇五）年7月）

(13) 弓野正武「平安時代の鷹狩について」（『民衆史研究』16 昭和53（一九七八）年5月）、石上英一「律令体制と分業体系」（『日本経済史を学ぶ（上）』所収 有斐閣 昭和57（一九八二）年）、林陸朗「桓武天皇と遊獵」（『栃木史学』創刊号 昭和62（一九八七）年3月）、早川庄八「律令国

- 家・王朝国家における天皇」(『日本の社会史』第3巻「権威と支配」昭和62(一九八七)年)、森田喜久男「日本古代の王権と狩猟」(『日本歴史』四八五号 昭和63(一九八八)年10月)、榎村寛之「野行幸の成立——古代の王権儀式としての狩猟の変質——」(『ヒストリア』一四一号 平成5(一九九三)年12月)、仁藤敦史「古代国家における都城と行幸——「動く王」から「動かない王」への変質——」(『古代王権と都城』所収 平成10(一九九八)年)、中澤克昭「王権と狩猟——後鳥羽院・神泉苑・鹿狩——」(『中世の武力と城郭』所収 吉川弘文館 平成11(一九九九)年)、仁藤智子「行幸時における留守形態と王権」(『平安初期の王権と官僚制』所収 吉川弘文館 平成12(二〇〇〇)年)など。
- (14) 石上英一注(13)に同じ
- (15) 森田喜久男注(13)に同じ
- (16) 弓野正武注(13)に同じ
- (17) 林陸朗注(13)に同じ
- (18) 甲田利雄『平安朝臨時公事略解』の「野行幸」の項(続群書類従刊行会 昭和56(一九八二)年)
- (19) 榎村寛之注(13)に同じ
- (20) 中澤克昭注(13)に同じ
- (21) 『類聚国史』卷三十二「天皇遊獵」延暦十七年八月「庚寅(十三)、遊獵於北野」便御伊豫親王山莊。飲酒高会。于時日暮。天皇歌曰。氣佐能阿狹氣。奈久知布之賀

- 農。曾乃己惠遠。岐嘉受波伊賀之。與波布氣奴止毛。登時鹿鳴。上欣然。令群臣和之。冒夜乃婦。」
- (22) 桓武と百濟王明信との個人的な関係については、目崎徳衛『平安時代初期における奉獻——貴族文化成立論の一視角として——』(『平安文化史論』所収 桜楓社 昭和43(一九六八)年)参照。
- (23) 林陸朗注(13)に同じ
- (24) 『日本紀略』本文の引用は、『新訂増補 國史大系』(吉川弘文館)による。
- (25) 『日本紀略』大同四年七月三日条
- (26) 交野と水生野を一緒に訪れて、車で帰る例は、弘仁五年二月二十七日、同七年二月二十日、同十年二月二十二日の例がある。
- (27) 『日本三代実録』貞観九年十月十日条、藤原良相卒伝参照
- (28) 『日本三代実録』本文の引用は、『新訂増補 國史大系』(吉川弘文館)による。
- (29) 仁藤敦史注(13)に同じ
- (30) 『日本三代実録』元慶八年二月四日条「事畢。王公已下拜舞而退。於是神璽宝鏡劍等。付於王公」。即日。親王公卿步行。奉天子神璽宝鏡劍等。今皇帝於東二条宮。」とあるように、陽成の命を受けた王公公卿が三種の神器を東二条宮にいる時康親王に歩いて届けている。
- (31) 元慶八年二月二十一日、即位式に先だつて即位の由を山

陵に告げるにあたり、山階山陵（天智）、柏原山陵（桓武）、嵯峨山陵（嵯峨）、深草山陵（仁明）に使を遣わすが、文徳と清和が除かれている。これは天皇の血脈を強く意識したものと考えられる。これ以外にも、同年二月二十八日、天皇が東宮から仁寿殿に遷御する前に、右大弁橘広相が諸陵助林忠範を遣わして、所司を率いて掃除の事を行わしめ、樹を植え竹を植え、沙を布き水を控かしめていく。これは仁明天皇の旧風と言われる。同じく同年四月二十三日には式部省諸国銓擬郡司の擬文を奏し、六月十日には御体御卜が行われるなど、いづれも仁明天皇以来行われていなかった数々の儀礼を、即位後次々と行っていて、光孝が仁明を継ぐものとして自分を位置付けている。

- (32) 『日本三代実録』仁和元年十二月七日条
- (33) 『奥入』本文の引用は、池田亀鑑『源氏物語大成』巻七研究資料篇（中央公論社）による。
- (34) 『後撰和歌集』本文の引用は、岩波書店刊新日本古典文学大系による。
- (35) 『日本三代実録』仁和二年十二月二十五日条
- (36) 『続日本後紀』承和六年二月十三日条
- (37) 『日本紀略』寛平七年三月五日条
- (38) 『日本紀略』寛平八年閏正月六日条
- (39) 『寛平御遺誠』本文の引用は、岩波書店刊日本思想大系『古代政治社会思想』による。
- (40) 紀長谷雄『競狩記』による。なお、『競狩記』は図書館

叢刊『平安鎌倉未刊詩集』『紀家集卷第十四断簡』、日本古典文学大系『菅家文草・菅家後集』参考附載を参照した。

- (41) 『河海抄』御幸「雪た、いさ、かうち、りてみちのそらさへえんなり」に「大鏡云山口へいらせ給しほとにしらせうといひし御鷹の鳥をとりながら御輿の鳳のうへにとひまいりてみて候し（以下略）」と注し、「延喜二年十月野行幸」と傍記する。「岷江入楚」は、箋注として『河海抄』を引用し、「箋河云延喜二年裏書二ハ四年十月十九日云々十月又有芹川行幸」とあり、延喜二年十月に芹川野行幸があったと記す。しかし、『河海抄』の記す『大鏡』の内容は延長六年十二月五日の大原野行幸の時の逸話である。
- (42) 『日本紀略』延喜十七年閏十月十九日条
- (43) 『日本紀略』延喜十八年十月十九日条
- (44) 『西宮記』卷第十六「人々装束 野行幸」
- (45) 延喜二十一年十一月九日、保明親王と東宮妃藤原仁善子との間に慶頼王が誕生している。

- (46) 花宴が皇位継承と深い関わりをもつことについては、拙稿「宮廷詩宴としての花宴——花宴卷「桜の宴」攷——」『源氏物語の皇統と論理』所収 翰林書房 平成28（二〇一六）年 参照
- (47) 延長四年正月十四日に男踏歌の記録はないが、三月に行われる殿上賭弓は、ほぼ男踏歌の後宴と考えて良からう（拙稿「踏歌後宴の弓の結——花宴卷「藤の宴」攷——」（注（46）に同じ）参照）。前年に慶頼王の葬送があり、男

踏歌が行われなかった可能性もあるが、同年に寛明親王の立坊があり、男踏歌は中宮立后・皇太子の立坊・元服などと関連して行われることが多いことから延長四年も行われたと考えられる。

(48) 『西宮記』卷三「正月 殿上啓亨」

(49) 延長六年十二月五日の大原野行幸については、同年十月十八日に左大臣藤原忠平により野行幸雑事の定めが行われ、当初十一月十一日に行う予定であったが、陰陽寮から十一月十一日が血忌日にあたることが奏上されて延期となり、十二月五日の実施となったことが知られる。約二箇月間の準備の上で行われたのである。

(50) 『扶桑略記』卷第二十四「醍醐天皇」延長六年十二月五日
日条

(51) 『日本三代実録』仁和三年五月二十八日条

(52) 『大鏡』本文の引用は、小学館刊新編日本古典文学全集『大鏡』により頁数を記した。

(53) 『日本紀略』承平三年十二月十六日条、『西宮記』臨時八
「私遊宴事」

(54) 二条良基『嵯峨野物語』によると、「爰に隨身敦友くきやうの鷹飼なりしかば。鳳輦のまへにて。おんとりをたて、これをあはす。やがてとりて御こしの前におつ。観感
はなはだし。但延喜以来代々の例にまかせて。はじめととりたる雉をすなわちはなたる。これ仁慈の儀なり」とあり、野行幸で最初に採った雉を放つのは延喜以来の伝統で

仁慈の儀式だという。『嵯峨野物語』本文の引用は『群書類従』第十九輯による。

(55) 拙稿「少女巻の朱雀院行幸」注(46)に同じ

(56) 拙稿「結集と予祝の男踏歌——聖武朝から『源氏物語』への視界——」注(46)に同じ

(本学日本語日本文学科教授)